学生の方へ

知らないと損をする

学生納付特例制度のポイント

年金は老後だけの ものではありません

> 病気やけがで 障害が残ったときの 保障もあります

> > 平成29年度版



ポイント1 学生納付特例制度はどんな制度?

●学生のために、国民年金保険料の納付が猶予される制度です

所得の少ない学生の方が、国民年金保険料の納付を先送り(猶予)できる制度です。 保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

- ◎学生納付特例制度のメリット
 - ・病気やけがで障害が残ったときも障害基礎年金を受け取ることができます。
 - 例) 在学中のスポーツのけが、病気や事故に備えられます。
 - ・年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。
- ●対象になる方

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校[※]に在学する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の方です。

※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

<所得のめやす>

118万円

+ │扶養親族等の数×38万円

で計算した額以下である場合

ポイント2 学生納付特例期間の年金はどうなるの?

●将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、 年金額には反映されません

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います

	老齢基	障害基礎年金 ^(注1) 遺族基礎年金	
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
納付	0	0	0
学生納付特例	0	🗙 (注2)	0
未納	×	×	×

- (注1) 障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。
- (注2)保険料を10年以内に納付(追納)すると年金額に反映されます。

ポイント3 手続きはどうするの?

●申請の流れ

- ① 申請書を入手します。申請書は、市(区)役所または町村役場の国民年金窓口や、年金事務所、日本年金機構ホームページで入手できます。
- ② 申請書を提出します。提出先は、住民票を登録している市(区)役所または町村役場の国民年金窓口です。申請するときは、学生証(有効期間が表記されているもの)または在学証明書が必要です(学生証はコピーでも可能ですが、在学証明書は原本を提出してください)。
- ③ 平成29年4月分から平成30年3月分までの期間にかかる申請は、平成29年4月から平成31年5月末までになります。(申請時点の2年1カ月前の月分まで遡ることができますが、申請が遅れると、万一の際に障害年金が受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。)
- ④ 申請後、日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。
 - ア)承認通知書が届いた場合、<u>承認期間は4月~翌年3月の1年間</u>[※]となります。
 - イ) 却下通知書が届いた場合、保険料を納付する必要があります。
 - ※既に保険料を納められた月分は、学生納付特例の期間にはなりません。

その他、詳細は年金事務所もしくは日本年金機構のホームページでご確認ください。

ポイント4 手続きをしないとどうなるの?

●万一のことが起こったときに、年金が受け取れなくなります

年金は、老後に受け取るだけではありません。

万一、病気やけがで障害が残ったときに、保険料を納めていなかったり、学生納付特例の手続きを行っていないと、障害年金が受け取れなくなる可能性があります。

障害基礎年金

平成29年度年金額 974, 125円(1級)

779, 300円(2級)

国民年金加入中の病気やけがで、一定の障害状態にある間は、障害基礎年金を受け取れます。

国民年金保険料を納めるには?

●保険料は、まとめて納める「前納」がおトクです

*平成29年度保険料額

納付方法		1カ月分	6カ月分(※1)	1年分 ^(※2)	2年分 ^(※3)
月々支払		16, 490円	98, 940円	197, 880円	393, 960円 ^(※4)
前	現金支払 (割引額)		98, 140円 (800円)	194, 370円 (3, 510円)	379, 560円 (14, 400円)
納	口座振替(割引額)	16, 440円 (50円)	97, 820円 (1, 120円)	193, 730円 (4, 150円)	378, 320円 (15, 640円)

(※1)4月~9月分までの保険料⇒4月末までに納付

10月~翌年3月分までの保険料⇒10月末までに納付

(口座振替の場合は、4月末と10月末に引き落とされます)

- (※2)4月~翌年3月分までの保険料⇒4月末までに納付
 - (口座振替の場合は、4月末に引き落とされます)
- (※3)4月~翌々年3月分までの保険料⇒4月末に引き落とされます
- (※4)393,960円は、平成29年度保険料16,490円の12カ月分と 平成30年度保険料16,340円の12カ月分の合計です。

「ねんきんネット」のお知らせ

- ●「ねんきんネット」でできること
 - ○24時間いつでも、最新の年金記録が確認できます!
 - ○将来の年金額が、ご自身で試算できます!
 - ○「ねんきん定期便」がパソコンなどで確認できます!

「ねんきんネット」の ユーザID取得者が **400万人を突破** (平成27年12月)

●利用登録

日本年金機構のホームページから利用登録ができます。

※お申し込みには、基礎年金番号が必要となります。お手元に年金手帳をご用意ください。

詳しくは「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索▼